

入学検定料の免除

本学では、災害等で被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、入学検定料免除の特別措置を下記のとおり行います。

① 免除申請の要件

入学検定料の免除を申請できるのは、東日本大震災及び平成23年3月以降に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、次に該当する者です。

ア 主たる家計支持者（父母又はこれに代わって家計を支える者のうち、所得金額の最も多い者。以下「家計支持者」という。）が、災害救助法が適用された地域に居住している場合又は居住していた場合で、次のいずれかに該当する者

㊦ 家計支持者の居住する家屋について、市町村から次のいずれかに係る証明書を交付される者

（ア） 全壊

（イ） 大規模半壊

（ウ） 半壊

㊧ 家計支持者が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき定められた次のいずれかの区域に居住している者又は居住していた者

（ア） 警戒区域

（イ） 計画的避難区域

（ウ） 緊急時避難準備区域

イ 家計支持者が、災害により死亡又は行方不明となった者

② 免除申請の手続

入学検定料の免除を受けようとする者は、出願時に、入学検定料免除申請書（別添書類）に、次のいずれかの証明書（写し可）を添えて、申請してください。

ア ①ア㊦並びに㊧に該当する者

罹災証明書、被災証明書等

イ ①イに該当する者

㊦ 家計支持者が死亡した場合

家計支持者の死亡が確認できる書類

㊧ 家計支持者が行方不明となった場合

家計支持者の行方不明の事実が確認できる書類又は行方不明となったことに係る申立て（入学検定料免除申請書に記載してください。）

なお、提出書類について不明な点がある場合は、お問い合わせください。